

平成27年10月8日
商工政策課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成27年7月23日（木） 14時30分～16時30分

2 会場

県庁西棟7階C会議室

3 出席者名

藤井会長、清野委員、藤村委員、對馬委員、飛澤委員、佐川委員、河村委員
商工政策課 3名

4 議事の概要

(1) 議題1 前回の議事概要及び届出状況等について

事務局から、前回の審議概要、現在の届出状況等について説明を行い、議事概要として承認された。

(2) 議題2 届出案件について

【メガ東青森店・キクヤメガネ県病通店の新設について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

①市が提出している付帯要望を受けての県の付帯要望案のうち、一部について、設置者側が対応することとしていることを踏まえ削除すべきである。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が全ての地点で基準値を超過していること、第二種中高層住居専用地域が含まれる地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 店舗周辺の歩行者、自転車の安全確保の対策について、付近に高等学校があることでもあり、十分な配慮を行うこと。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【(仮称) マエダストア新城店の新設について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

①市が意見として提出している駐車場法に関しては、大店立地法上で議論すべきことではない。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測値が一部の地点で基準値を超過していること、第一種住居地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 駐車場の除排雪について、騒音発生に留意して適切な時間帯での作業に配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【むつ柳町複合商業施設の新設について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ①騒音超過地点があるが、いずれもガソリンスタンドもしくは空き地であり、周辺環境への影響は少ないように思われる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 等価騒音レベルが基準を超過している地点があり、また、夜間における騒音レベルの最大値の予測値が全ての地点で基準値を超過していること、第一種及び第二種住居地域、第一種低層住居専用地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【ユニバース下長店の変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ①騒音超過地点は今回の変更部分と直接関係ない地点ではあるが、設置者側が届出に当たり店舗敷地全体の騒音予測を行ったものであり、その計測結果において超過している地点があるのなら、審議会の結論として要望を付すことは必要であると考えます。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 等価騒音レベルが基準を超過している地点があること、第一種及び第二種低層

住居専用地域、第一種住居地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。

- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。